

# 令和元年度後期高齢者医療保険料均等割額の変更について

## 保険料の構成

被保険者一人ひとりに、納めていただきます。

保険料を決める基準（保険料率）は、2年ごとに見直しされ、秋田県内全ての市町村で、均一となります。

平成30・令和元（2019）年度の保険料は次のとおりです。

### ◆ 保険料の決めかた 秋田県における保険料（年額）

平成30・令和元（2019）年度 ※年間保険料額については、100円未満切り捨て。

年間保険料額  
(限度額62万円)

=

均等割額  
被保険者一人当たり  
39,710円

+

所得割額  
(総所得金額等-33万円)  
×8.07%

## 均等割額の軽減

所得の少ない方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得によって次のとおり軽減されます。保険料が軽減される場合は、あらかじめ軽減した保険料をお知らせしますので、手続きをする必要はありません。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等	軽減後均等割額
8.5割軽減	「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯 → 段階的に見直しを行い、令和2（2020）年度からは7.75割軽減 → 令和3（2021）年度からは本来の7割軽減となります。	5,956円
8割軽減	「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員が所得0円（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算） → 段階的に見直しを行い、令和2（2020）年度からは本来の7割軽減となります。	7,942円
5割軽減	「基礎控除額（33万円） + 28万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	19,855円
2割軽減	「基礎控除額（33万円） + 51万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	31,768円

(納付額は100円未満切り捨て)

※均等割額の軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額等は、所得割額を求めるための総所得金額等とは計算方法が異なります。

事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は、必要経費としての算入・控除は行いません。また、青色事業専従者給与について、繰越の対象となる純損失額は税法上と異なる金額が算出されます。

※65歳以上の年金収入の場合は、「年金収入 - (年金控除額 + 15万円)」が軽減判定のための所得となります。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日（4月2日以降新たに加入した場合は加入した日）の世帯の状況で行います。

# 元被扶養者の皆さまへ



## 「元被扶養者」とは？

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、会社の健康保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者であった方

元被扶養者の方には、加入期間にかかわらず、保険料均等割の軽減（9割～5割）が適用されていました。加えて、保険料所得割はかかりませんでした。

今年度からは…

1

元被扶養者の方は、加入後2年間は保険料均等割の軽減（8.5割～5割）が受けられます。

2

このうち、所得の低い方は、3年目以降も所得に応じて、保険料均等割の軽減（8.5割～2割）が受けられます。

3

元被扶養者の方に、引き続き、保険料所得割はかかりません。

●国民健康保険、国民健康保険組合の被扶養者だった方は、該当しません。

所得要件＜今年度＞ (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得)	均等割軽減割合		所得割
	加入後2年間	加入後3年目以降	
㊦ 33万円以下	8.5割 ※2		かご負担は かかりません ※1
①のうち、世帯の被保険者全員の各種所得なし	8割 ※2		
㊧ 33万円+28万円×(被保険者数)以下	※1	5割	
㊨ 33万円+51万円×(被保険者数)以下	5割	2割	
㊦～㊨に当てはまらない所得の高い方	5割	—	

※1 5割は、元被扶養者の方への軽減、その他の部分は所得に応じた軽減です。

※2 保険料均等割の軽減については、段階的に見直しを行っており、来年度（令和2年度）は、均等割8.5割→7.75割、8割→7割軽減となります。

## 後期高齢者医療保険料に関するお問合せは

秋田県後期高齢者医療広域連合またはお住まいの市町村の後期高齢者担当窓口まで